

尾道市立日比崎小学校「いじめ防止委員会」設置要項

（設置）

第1条 この要項は、尾道市立日比崎小学校「いじめ防止委員会」の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 委員会は、学校組織としていじめ等を防ぎ、根絶に向けて取り組むことを目的とする。

（委員会の構成）

第3条 委員会は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

（業務内容）

第4条

- 1 委員会は、いじめ等の防止・根絶に係る次の業務を遂行する。
 - （1）いじめ未然防止のための年間研修計画作成及び研修の実施
 - （2）いじめ未然防止のための指導及び運動の企画・実施
 - （3）いじめが生起した場合の適切な対応に係る協議
 - （4）児童の状況把握のためのアンケート等の企画・実施
 - （5）専門的な知識を有する機関・組織・個人との連携
 - （6）PTAとの連携
 - （7）その他、いじめ防止に係る指導・活動全般

- 2 委員会は、原則として毎月1回、開催するものとする。なお、いじめが生起した場合などには、必要に応じて随時開催するものとする。

（その他）

第5条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成25年9月17日から施行する。